岩手県告示第571号

鳥獣保護区の存続期間の更新（令和６年岩手県告示第526号）で告示した宮古市田老保養基地鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和８年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　変更後の宮古市田老保養基地鳥獣保護区の区域　宮古市田老地内の国道45号と市道小堀内青の滝線の交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み市道石畑水沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道水沢海岸線との交点に至り、同点から同市道を南に進み更に東に進み小堀内漁港の海岸線に至り、同点から同海岸線を南に進み市道明神崎線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み市道明神崎線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道小堀内青の滝線との交点に至り、同点から同市道を西に進み民有林1408林班と1406林班との境界に至り、同点から同境界を東に進み民有林1408林班と1407林班との境界に至り、同点から同境界を北に進み民有林1407林班９小班と同14小班との境界に至り、同点から同境界を北に進み民有林1407林班８小班と同14、11、10及び５小班との境界に至り、同点から同境界を北に進み民有林1407林班４小班と同５、３及び２小班との境界に至り、同点から同境界を西に進み民有林1407林班２小班と同６小班との境界に至り、同点から同境界を西に進み民有林1407林班と1408林班との境界に至り、同点から同境界を北に進み民有林1408林班２小班と同６及び３小班との境界に至り、同点から同境界を南に進み市道小堀内青の滝線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

２　鳥獣保護区の保護に関する指針　別紙のとおり。

備考　「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。